

子どもの学習・生活支援事業の利用を検討されている方へ

1 対象者 . . . 次の①から③のすべてに該当する方

①	②	③
生活保護受給世帯または生活困窮世帯（生活保護受給世帯と同程度の世帯）	学習塾や家庭教師等を利用していない方	小学校4年生～中学校3年生までの子ども

2 支援内容

(1) 学習支援

- ①小学生：学校の勉強の復習、家庭学習の習慣付け
- ②中学生：高校受験のための進学支援や学び直し

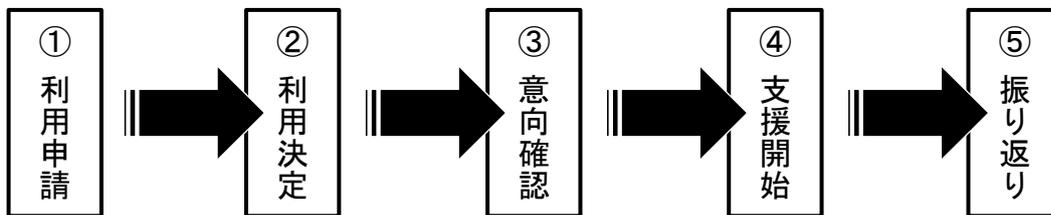
(2) 生活支援

適正な生活習慣の形成に関する助言等

(3) 養育支援

- ①対象世帯に応じた相談員との面談（3～4ヶ月に1回程度）
- ②子どもの養育に必要な知識、進学に必要な公的支援の情報提供

3 利用の流れ



- ①利用申請：市役所福祉課に備え付けまたは市ホームページからダウンロードした申請書に必要事項を記入いただき、世帯収入がわかる書類を添付のうえ申請。
※添付書類 . . . 別紙「申請時添付書類等一覧表」のとおり
- ②利用決定：収入等を把握し、利用の可否を決定します。
- ③意向確認：事業をサポートする学習支援員と担当相談員が自宅へ訪問し、開始後の希望事項を伺い、また、今後の目標、学習計画を立てます。
- ④支援開始：指定場所または自宅にて支援開始。
- ⑤振り返り：定期的に活動を振り返り、目標の再確認等を行う。

4 利用料金

授業料や指定場所の光熱水費は無料としますが、それ以外は自己負担となります。なお、自宅で学習支援を受ける場合の光熱水費は利用者負担となります。

【自己負担となるもの、各自で用意するものの例】

- ・ 指定会場と自宅の往復交通費
- ・ 学習で使用する筆記用具等の消耗品
- ・ その他、市が指定するもの



5 学習・生活支援員について

支援員は、教員OBや大学生、社会福祉士、その他一般のボランティアで構成されています。利用者は、利用開始前に市が指定する支援員と今後の目標等を計画し、その後支援開始となります。

6 学習方式について

本事業は、学習・生活支援員による個別学習型（市内の公共施設等で開催する、利用者が個別に学習する面談方式）によって実施することを基本としていますが、必要に応じて戸別訪問を実施します。

7 実施場所について

①公共施設

市役所、市民会館、勤労青少年ホーム等

②その他

保護者（監護者含む）の同意のもと、自宅で実施



8 実施日時等

(1) 実施日時

①年末年始（12月29日～1月3日）及び祝祭日を除く平日とします。

②午後4時から午後8時までのうち、1回につき2時間までとします。

(2) 実施回数

1人週1回までの利用とします。

9 個人情報の取り扱いについて

本事業を進めるためのみに、関係機関と情報を共有します。

10 その他

自宅から支援実施場所間の送迎は、市では行いません。利用者（保護者等）で対応してください。

別紙

申請時添付書類等一覧表

◎事業利用申請をするときは、次のものを持参してください。

- 1 小千谷市子どもの学習・生活支援事業利用申請書兼同意書
(福祉事務所備付または市ホームページからのダウンロード)

- 2 世帯収入がわかる書類
(源泉徴収票、前3ヶ月分の給与明細書、年金・恩給の証書と支払通知書、
傷病手当金支払通知書、児童扶養手当の証書、雇用保険受給資格者証等)